

ご存知ですか？

わたしたちのまちの 社会教育委員さん！

～官民協働の先駆けとしての社会教育委員を目指して～



文部科学省

一般社団法人 全国社会教育委員連合

これからの中等教育行政には、まちづくり部局や福祉部局など他の行政部局との連携・協働を強めるとともに、地域のNPO団体や大学・企業等と連携・協働したネットワーク型行政を推進していくことが求められており、社会教育委員が、社会教育主事等と連携しながら、地域の人づくり・絆づくり、そして地域をよりよいものとするため、主体的に活躍されていくことが期待されています。

社会教育委員とは？

社会教育委員とは、社会教育法に定められており、都道府県及び市町村の教育委員会に委嘱された非常勤の特別職の地方公務員で、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方が委嘱されています。

社会教育委員の役割は？

地域の社会教育に関する諸計画の企画・立案

教育委員会の諮問に対しての意見具申

地域の課題解決などに必要な調査研究

全国の配置状況は？

	都道府県教育委員会	設置教育委員会数	設置率(%)
計	1,805	1,749	96.9
都道府県	47	46	97.9
市(区)	809	788	97.4
町	746	735	98.5
村	183	170	92.9
組合	20	10	50.0

(資料 平成23年度 社会教育調査報告書)

(参考) 社会教育法

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、

これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

このパンフレットについてのお問い合わせは

文部科学省生涯学習政策局社会教育課公民館振興係
一般社団法人全国社会教育委員連合

電話：03-5253-4111（内線2974）

電話：03-6380-8540